

令和7年度生活困窮者等支援団体活動費補助金に関するQ&A

問 1 事業の実施スケジュールはどのようなものか。

答 以下のスケジュールを予定しています。

令和7年5月1日～令和7年5月20日 募集(応募受付期間)

同年5月下旬 プラットフォーム会議(申請事業の必要性を検討)

→補助団体決定。交付申請および交付決定

同年6月下旬 支払(事前支払いの場合)

令和8年4月10日まで 実績報告・精算処理

同年8月下旬 支払(実績確定後払いの場合)

問 2 補助金の対象経費は、どのようなものか。

答 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費から補助対象団体の基礎的な運営経費等を除いた経費で、物価高騰等に伴って支援ニーズが増加したために発生する費用(補助対象事業の事業費全額ではありません)とし、交付決定日から令和8年3月31日までに実施されたものとしします。

具体的には、食料や日用生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借り上げ料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等です。

判断に迷われる費用がありましたら、担当者宛てにご相談ください。

問 3 補助金の補助率は、どのようなものか。補助対象となる経費が、上限額を超えなければ、経費の全額が補助されると考えてよいのか。

答 補助率は、補助対象経費の10/10を予定していますので、補助対象経費が上限額を超えない場合は、全額が補助されることもあります。

例 1 補助対象経費380,000円 10/10 補助額380,000円

例 2 補助対象経費1,200,000円 補助上限のため 補助額1,000,000円

ただし、本補助金は予算の範囲内で補助するもので、申請の総額が予算額を超過した場合には、各々の申請額に応じて按分し、交付決定を行います。そのためこの時、補助率が補助対象経費の10/10を割り込む可能性があります。

例 3 予算額を100万円とし、申請件数3件、申請額計120万円とすると、

申請者 A 申請額50万円(42%)⇒予算額で割り戻すと42万円

申請者 B 申請額40万円(33%)⇒予算額で割り戻すと33万円

申請者 C 申請額30万円(25%)⇒予算額で割り戻すと25万円

問 4 補助金の申請は、どのように行うのか。手続きのながれはどのようなものか。

答 申請に係る書類を書面(1部)及び電子媒体で担当課に送付してください。

＜応募申込＞

- ① 補助金応募申込書(様式1)
- ② 事業計画書(別紙1)
- ③ 収支予算書(別紙2)
- ④ 誓約書(別紙3)
- ⑤ 役員名簿(別紙4)

公募締切後、プラットフォーム会議による協議を行い、補助団体を決定します。

補助団体となった団体は、以下の交付申請書類をご提出いただきます。

本補助金は緊急対策であることを踏まえ、概算での請求も認めています。この場合、交付決定額の8割を上限として請求することができます。

＜交付申請＞※提出期限は、補助対象団体決定後お知らせします。

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(別紙1)
- ③ 収支予算書(別紙2)
- ④ 役員名簿(別紙4)
- ⑤ 補助金交付請求書(様式第9号)※必要な場合

※②～④は応募申込時と同じ様式

事業完了後提出

＜実績報告＞

- ① 実績報告書(様式第6号)
- ② 事業実施報告書(別紙3)
- ③ 収支決算書(別紙4)
- ④ 補助金交付請求書(様式第9号)
- ⑤ 事業実施を証する写真
- ⑥ その他参考となる資料(任意)

問 5 交付請求に当たり、代表者の個人口座でも認められるか。

答 基本的に、本補助金の交付請求に当たっては団体代表者名義の口座が必要です。

例 口座名義人 □□□法人 理事長 ○○○○

団体代表者名義の口座がない場合には、個別にご相談ください。

問 6 この事業は、今年度のみ実施される事業か。

答 本事業は、今般の物価高騰等に伴う緊急対策事業であり、今年度限りの単年度事業となります。

問 7 既に滋賀県や各市町から委託を受け、困窮者支援を行っているがそれは対象になるのか。

答 対象外です。今回の補助金は、委託を受けている事業とは別に、民間団体独自の取り組みに関わる経費が対象となります。

問 8 既に実施している生活困窮者への支援事業で、滋賀県や各市町からの補助を受けている場合は、本事業の対象になるのか。

答 対象外です。他の補助金の対象となっていない事業が対象となります。

問 9 ひとつの団体で複数の事業について申請したいとき、例えば、2回申請することができるか。

答 1つのプラットフォームにつき、1団体1申請となります。複数の事業がある場合もひとつにまとめて申請してください。

問 10 補助の対象とならない経費があれば、例示を。

答 以下に主なものを例示します。

- (1) 交際費、慶弔費、懇親会費、負担金、積立金 等、事業の実施と関係が少ないと判断されるもの
- (2) 県の規定から著しく逸脱した報酬、賃金、旅費
- (3) 慰労的な要素の強い旅費及び補助効果に結びつかない視察旅行など直接事業の実施にかかわらない視察旅費と判断されるもの
- (4) 効果に結びつかない経費事業との関連が不明瞭な単なる物品等の配布に係る経費等
- (5) 社会通念上適切でないと判断されるもの ・事業に直接関連のない図書等の購入費 ・私的な活動に係る事務的経費 ・個人名義や事業以外の使用を含む電話代、インターネット利用料金等の通信費 ・借入金等の支払利息及び遅延損害金等
- (6) 補助金収入以外で賄う経費 ・販売収入で賄う商品仕入の経費 ・積立金で賄う当該積立目的に係る経費等
- (7) 上記のほか、公的な資金の用途として、不適切と認められる経費

問 11 補助金の前払いとはどのようなものか。

答 補助金は基本的に、事業終了後の実績確定をもとに支払いとなります。ただし、生活困窮者への支援という性質上、事業をいち早く実施する必要があるが、事業を実施する上で資金が十分でないなどの場合、交付決定後、事前払いの請求を行うことができます。この場合、請求できるのは、交付決定額の8割が上限となります。

その他ご不明な点がございましたら、事務局宛てお問い合わせください

事務局(問い合わせ先)

複数市町において広域的に取り組む事業

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

健康福祉政策課 企画調整係 矢向(やこう)

TEL:077-528-3512

E-Mail:ea0001@pref.shiga.lg.jp